原発賠償に関して知っておきたい大事なポイントの解説と、 日々の生活で問題が起きた際に迷わず対応するための 予備知識をお伝えしていくコーナーです。

避難生活を強いられている要介護者等について、原発 事故による精神損害の賠償金が増額になりました。

手帳や介護保険被保険者証を紛失した場合や、対象と なる方が原発事故後にお亡くなりになった場合など、書 類がお手元にない場合でも東電が認定履歴の開示を代理 してくれますので請求書の取り寄せをしましょう。

手帳や介護保険被保険者証を取得していない方でも、 同等の状態にあることを明らかにすることができれば同 様に増額となります。例えば、障害年金の受給を証する 書類でも対応してくれるようです。

さて、今回の増額は、原子力損害賠償紛争解決センター (ADRセンター)総括委員会が策定した総括基準(「精 神的損害の増額事由等について」)に関係するものです。 総括基準は、文部科学省のホームページで公表されてい ますし、ADRセンターでも教えてもらえますが、今回 は多くの方に関係する基本的な部分についてお伝えします。 いつかためになる

Vol.6 要介護者等の増額と 総括基準

弁護士 井上

産業・賠償対策課 主幹 (所属:第二東京弁護士会)

航

A

Q 総括基準とは何ですか。

きるので、 かの判断基準の一つになりま あれば、申立をする前に結果 基準が策定されている事項で まで策定されています。 ターが和解仲介の基準を公表 問題点について、 をある程度予想することがで したものです。 方に共通する原発 申立をするかどう 現在、 ADRセン 基準 12 賠 総括

準だけでなく、 解案を提 用について」 安を定めた 「基準6 東京電力からの回答金額の取 おける東電回答額を下回る和 に請求できる弁護士費用の目 基準 10 いについて」など、 て申立てをした場合に東電 賠償その 直 示しないと明 ものについ |接請求における や、 弁護士に依頼 直接請求に 弁護士費 写言した ての

総括基準とは、 多く

ので、 ます。 額が認められた和解事例も公 表されています。 今回の増額の上限を超える増 額を求めることもできます。 したものですので、 方に共通する増額事由 後記の理由 は 多く を例示 0

ることがあります きい場合には増額が認めら でも精神的苦痛が通常より大 これ以外 することができるとしていま 神的苦痛が大きい場合」に増額 常の避難者と比べてその精 後記の理由があり、「かつ、

護者等増額の対象になってい 後記の①②④は今回 しかし、 今回 の増額は [の要介

(4)

ること

前記の者の介護を恒

常

的

③重度または中程度の持病があ

②身体または精神の障害がある

こと

①要介護状態にあること

律最低限の増額基準な 事情によってさらに増

⑨避難生活に適応が困難な客観 ⑧避難所の移 ر ح と同程度以上の困難さがある 的事情であって、 動回数が多かった 前記の

⑦家族の別離、 たこと

⑥乳幼児の世話を恒常的に行っ

⑤懐妊中であること

行ったこと

一重生活等が生

じたこと

ものがあったこと 事情

なりますか。 ば精神的損害が増 どのような理由が 「基準2 精神的 損 額 あ 害

Д

増額事由等について」

で

相談はこちらまで

達も策定されてい

ま

- ■福島県弁護士会 原子力発電所 事故被害者救済支援センター Tel 024 (533) 7770
 - *受付窓口 (平日 10 時~ 15 時)
- ■震災法テラスダイヤル 00120 (078309)
 - *福島市・二本松市・双葉郡広 野町に相談できる事務所があ ります。

県外の法テラスも紹介しても らえます。

問産業·賠償対策課賠償支援係 TEL 0243 (62) 0167